

Okakenkyo News Letter

2023
11月
843号

岡山県建設業協会 **会報**

- ②令和5年度 建設業協会中国ブロック協議会意見交換会
- ③令和5年度（第55回）建設事業殉職者合祀祭並びに慰霊祭
- ⑨岡山県下建設業 景況レポート（7～9月分）
- ⑫岡山県下公共工事の動向（10月分）
- ⑭建退共だより
- ⑮法律相談コーナー
- ⑯建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑰建設業総合補償制度のご案内
- ⑲岡山県からのお知らせ



備前福岡[瀬戸内市] (提供：岡山県観光連盟)

令和5年度 建設業協会中国ブロック協議会意見交換会

開催地：広島市

10月18日（水）広島市のリーガロイヤルホテル広島において、令和5年度建設業協会中国ブロック協議会意見交換会が開催されました。

国土交通省から楠田不動産・建設経済局大臣官房審議官、林大臣官房技術審議官、宮沢不動産・建設経済局建設市場整備課長、室永大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長、沖本不動産・建設経済局建設業課入札制度企画指導室長、中国地方整備局から中崎局長、岩崎副局長、舟橋企画部長、田宮建政部長、橋本営繕部長、中国地方各県土木部長他が出席されました。

全建からは、奥村会長、山崎専務理事等並びに中国五県建設業協会の会長、副会長他が一堂に会しました。

会議は、中国ブロック協議会の平塚会長からの挨拶、来賓挨拶に引き続き、協議会からの提案議題について意見交換を行いました。



提案議題

1 「国土強靱化実施中期計画」の早期策定と開始について

先の通常国会において、改正国土強靱化基本法が成立し、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化を引続き計画的かつ着実に推進するための措置が盛り込まれました。

1つは「国土強靱化実施中期計画」の策定であり、法的根拠を持つ「法定計画」として、国土強靱化の継続性が確実なものとなりました。

当該計画には計画期間、施策の内容と目標が明記され、特に必要な施策についてはその事業規模も定められることとなります。

加えて、今後国で改定が予定されている「国土強靱化地域計画」に関するガイドラインに基づき、県などの地方自治体において、さらなる実効性のある内容への見直し等が行われれば、将来の見通しが立つことで地方の建設企業の安定経営、処遇改善などの人的投資への後押しにも繋がります。

また7月には、概ね10年後を見据え、国土基盤の高質化を重要テーマとするなど地方に軸足を置いた「新たな国土形成計画」も閣議決定され、国土強靱化との一体推進が確認されました。

一方で業界は2024年4月から適用となる時間外上限規制への対応をはじめ、新3K実現のための働き方改革や賃上げなどの処遇改善、ICTやDXを活用した生産性の向上や担い手確保など、眼前の多くの課題を乗り越えていかなければなりません。

国交省では本年3月に取りまとめられた「持続可能な建設業に向けた環境整備検討会提言」の具休策に係る検討も進められており、近々明らかになる新たな制度・しくみの中でより健全な建設産業であり続けるためには、大前提となる計画的かつ安定的な公共事業予算の確保が不可欠です。

については適正な事業期間・必要な事業規模等を盛り込んだ「国土強靱化実施中期計画」を早期に策定し、現5か年加速化対策の最終年度である令和7年度を待つことなく速やかな移行をお願いします。

2 発注時点での工事の方針・関係機関との調整について

令和6年4月から時間外労働規制が始まり、週休2日制が推進されていく中、適正な工期設定と発注者と受注者が協働して適切な工程管理を行う必要があります。

しかしながら現状では、工事発注前の関係機関との調整ができていないことから、春に受注してもすぐには着手できず、気象条件の悪い台風シーズンや冬季の施工となってしまう、円滑な工程の進捗が図れなくなっています。

工期内の竣工のため、発注前の調整を徹底してください。

また、工事方針等発注者からの指示の遅れは、工事進捗に大きく影響します。工事を円滑に進め、適切な工程管理ができるよう、適切かつ速やかな指示をお願いします。

さらに、着手が遅れた工事の年度内完成を図るため、土日出勤や時間外労働を余儀なくされています。年度末の労働条件の改善のために、繰越など必要な手続きを行っていただきたい。

3 施工パッケージ型積算方式の運用改定について

国土交通省は、施工パッケージ型積算方式を平成24年から導入されています。

この制度は、発注者の積算担当者の負担低減、および歩掛り調査担当者の負担低減に効果があると考えられます。一方、受注者にとっては、歩掛りの硬直的運営により原価負担を強いられている現状があります。施工パッケージ型積算方式の説明書の中に、「代表機労材規格には示していませんが、標準単価に必要な全ての費用を含んでいる」（国土技術政策総合研究所）という考え方が、現場状況に合わせた柔軟な原価調整を阻んでいます。

現在、発注者から元請け会社、下請け会社、そして労働者への賃金の行きわたり問題が、持続可能な建設業界を目指した重要課題であると承知しています。

元下契約において、「もらえたら払ってやる」という商習慣の改善に向けて、出来るだけ実態に合わせた歩掛りが採用されるように、工事契約後に現地照査により、歩掛りの柔軟運用が出来るように運用改定をお願いします。

4 働き方改革推進に向けた環境整備について

アフターコロナの時代に入り、あらゆる産業で人材獲得競争が激しさを増しています。建設業界においても担い手の確保が重要な課題であり、若者にとり働きやすく魅力ある産業となるため、地方建設業としても週休二日の実現や長時間労働の是正に向けて積極的に取り組む所存です。

中国地方整備局をはじめとする発注者の皆様におかれましては、休日・準備期間・猛暑などの天候等を考慮した適正な工期の設定、公共工事設計労務単価の引き上げや週休二日の確保状況に応じた労務費等の補正、公共工事における県内一斉閉所の呼びかけなど、週休二日工事の推進に向けた環境整備に取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。

おりしも来年4月には建設業への時間外労働の罰則付き上限規制の導入も控えており、あらゆる工事における週休二日の実現や長時間労働の是正を徹底するためには、発注者、元請業者、下請業者、専門工事業者など、建設業に携わる全ての方の理解と協力が必要です。特に地方公共団体や民間発注者への浸透、技能労働者の日給月給制など賃金制度の見直しも進めていかねばなりません。

適正な工期設定や施工時期の平準化、設計労務単価の引き上げや週休二日工事における労務費等の補正係数の引き上げ等、働き方改革に向けた環境整備を推進していただくとともに、民間発注者も含め、全ての発注者に対し、同様の環境整備への一層の働きかけをお願いします。

5 地域建設業の受注機会の拡大・確保について

地域建設業は、地域のインフラ整備に加え、近年、激甚化・頻発化している自然災害が発生した際に第一線で活躍する「地域の守り手」として大きな社会的役割を担っており、また何よりも地域の雇用、発展を支える基幹産業であります。

しかしながら、現在、公共工事設計労務単価の11年連続引上げなどはあるものの、昨今の人材不足そして建設資機材の高騰もあり依然として厳しい経営環境にあります。

地域建設業が将来においても、社会的使命を果たしていくためには安定した経営基盤の下で存続し続けることが必要です。そのためには地域建設業への「持続的・安定的な建設投資」と「受注機会の拡大・確保」の下で、適正利潤が確保できることが不可欠です。

現在、山陰道全体をみると、鳥取、島根と順次開通し、そして山口の方に事業シフトしております。山口県内では三隅・長門道路が、本年、新規事業化が決定されており、下関・長門・萩の3市が切れ目なくつながることとなりますが、さらなる観光振興・産業活性化・救急活動の迅速化等の側面からも未着手期間の早期事業化が望まれているところです。

つきましては、山陰道を始めとする国直轄工事等の発注に当たっては、これまでもご配慮いただき、感謝申し上げますが、引き続き、地域建設業の受注機会の確保・拡大についてお願いします。

地域建設業は長年にわたり技術の向上に取り組み、トンネル等の施工技術も既に十分有していることから、地域精通度（地理的条件）を、より重視した発注方式にされるなど、さらなる地域建設業の受注機会の拡大が図られるようお願いいたします。

令和5年度（第55回） 建設事業殉職者合祀祭並びに慰霊祭



祭詞を読み上げる荒木会長

当協会では、建設労働災害の撲滅並びに建設工事現場において不幸にも殉職された方の御霊を慰霊するため、10月26日（木）午後1時30分より、岡山市中区にある建設事業殉職者慰霊碑前で、岡山縣護國神社の河野宮司を斎主として、令和5年度（第55回）建設事業殉職者合祀祭並びに慰霊祭を執り行いました。

本年は新たに1柱の御霊が合祀され、合わせて647柱の御霊に対し、正副会長並びに理事、監事をはじめ参列者一同は玉串を捧げてご冥福をお祈りするとともに、建設現場における労働災害の根絶を改めてお誓いいたしました。



建設事業殉職者慰霊碑

景況レポート（7月～9月）

西日本建設業保証(株)岡山支店

建設業景況調査とは

- ・「建設業の景況調査」は、建設業の景気の現況と先行きを総合的に迅速かつ的確に把握することを目的としています。
- ・「建設業景況調査結果」は、建設企業に対して実施した景気等に関する意識調査の結果を集計したものです。
- ・調査時期は、毎年3、6、9、12月です。
例：6月調査の場合、今期実績は4～6月、来期見通しは7～9月分です。
- ・データは「全国版」と「西日本各ブロック版（近畿・中国・四国・九州）」があります。
- ・全国版は、北海道建設業信用保証(株)、東日本建設業保証(株)と西日本建設業保証(株)3社による合同調査です。

B.S.I.について

<B.S.I.とは>

景気の先行きをみる上で、企業経営者の意識調査を行うことがあります。この建設業景況調査は、景気等に関して個々の建設企業の意識調査を行ったものです。そして、この意識調査の結果を数値化して表したものが、**B.S.I.（ビジネス・サーベイ・インデックス＝景況判断指数）**です。

<B.S.I.の求め方>

集計結果から、以下の方法によりB.S.I.が求められます。

【回答企業構成比】

（景況調査集計）（B.S.I.集計）

良	い	10%	}	良	い	25%	B.S.I. =（「良い」と回答した企業割合－「悪い」と回答した 企業割合）×1/2 =（25－30）×1/2 =△2.5
やや良い		15%					
変わらず		45%	—	変わらず	45%		
やや悪い		20%	}	悪	い	30%	
悪い	い	10%					
合	計	100%		合	計	100%	

<B.S.I.の見方>

B.S.I.は「良い」「悪い」などの変更方向別回答数の構成比から全体趨勢を判断するものです。すべての企業が「良い」と見ている場合、B.S.I.は50、逆は△50、すべてが「変わらず」の場合は0となります。

<季節調整済のB.S.I.について>

「季節調整済み」とは、季節調整法により、毎年繰り返される季節的な変動を取り除いていることを示します。例えば、百貨店の売上げは、社会的慣習である中元や歳暮のシーズンには前期比で大幅に伸びますが、この伸びは景気回復によるものなのか、あるいは単に中元・歳暮という季節的な変動によるものなのか、よくわかりません。そこで、景気動向の趨勢を見るためには、この季節的な変動を取り除く必要があります。このため、本調査では、このような季節的な変動をもった調査項目は、季節調整を行って表示しています。

I. 岡山県の状況

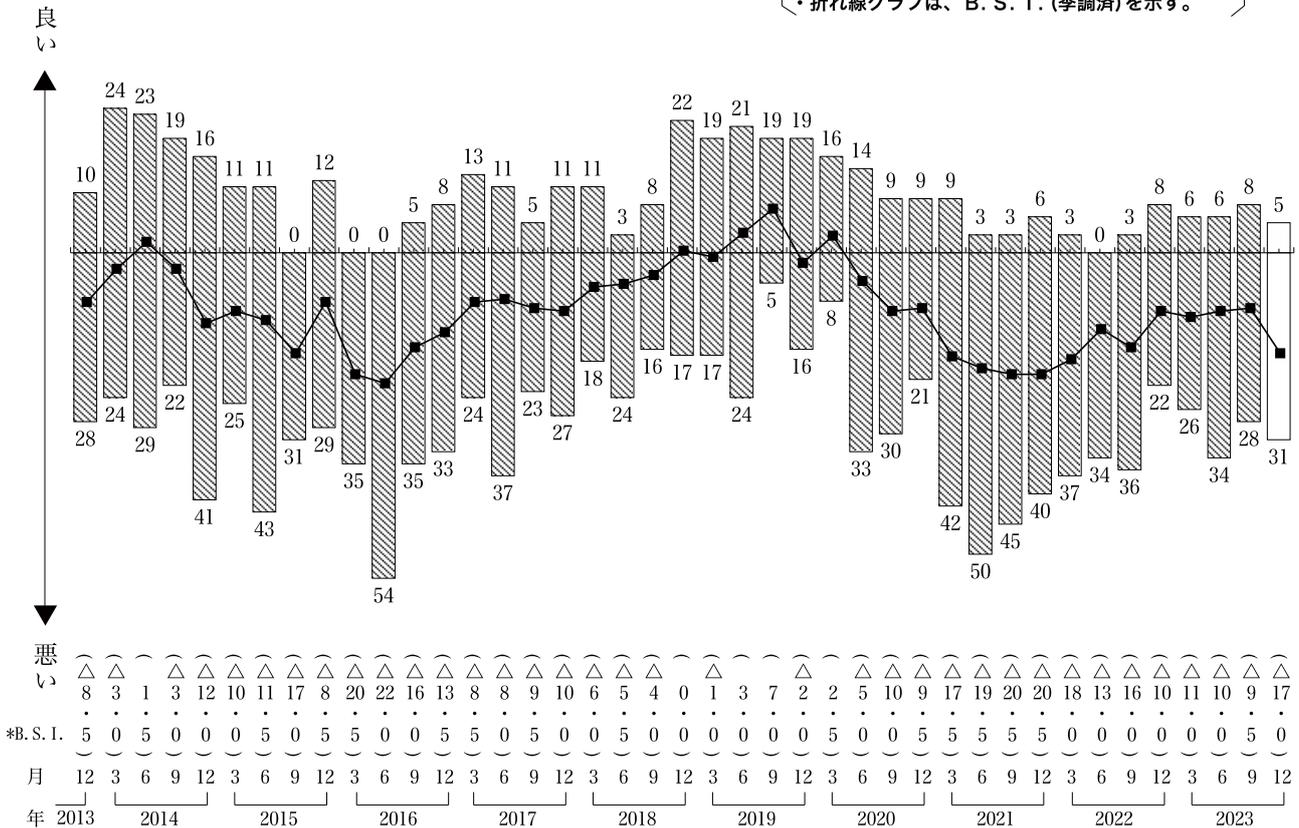
1. 概 観

項 目	前期	今期		来期		
	B. S. I. 値	推移方向 (前期比)	B. S. I. 値	推移方向 (今期比)	B. S. I. 値	
(1) 業 況 等	地元建設業界の景気 ※	△ 10.0	↗	△ 9.5	↘	△ 17.0
(2) 受 注	受 注 総 額 ※	8.0	↘	△ 4.5	↘	△ 7.0
	官 公 庁 工 事 ※	1.0	↘	△ 15.0	↗	△ 12.0
	民 間 工 事 ※	△ 1.5	↘	△ 3.0	↗	△ 2.0
(3) 資 金 繰 り	資 金 繰 り ※	3.0	↘	△ 4.5	↗	△ 1.5
(4) 金 融	銀 行 等 貸 出 傾 向	8.0	↘	6.0	↘	1.5
	短 期 借 入 金 ※	△ 3.5	↗	2.5	↘	△ 3.5
	短 期 借 入 金 利	△ 1.5	↗	0.0	↗	3.0
(5) 資 材	資 材 の 調 達 ※	△ 0.5	↘	△ 5.0	↘	△ 8.5
	資 材 の 価 格	34.0	↗	34.5	↘	29.0
(6) 労 務	建 設 労 働 者 の 確 保 ※	△ 25.5	↘	△ 30.0	↗	△ 29.5
	建 設 労 働 者 の 賃 金	18.5	↗	23.0	↘	22.0
(7) 収 益	※	△ 2.0	↘	△ 18.5	↗	△ 17.0

(注) ・B. S. I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
 ・B. S. I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
 ・表中の※印は、季節調整項目を示す。

2. 地元建設業界の景気

・棒グラフは、回答企業の構成比 (%) を示す。
 ・折れ線グラフは、B. S. I. (季調済) を示す。



Ⅱ. 中国地区の状況

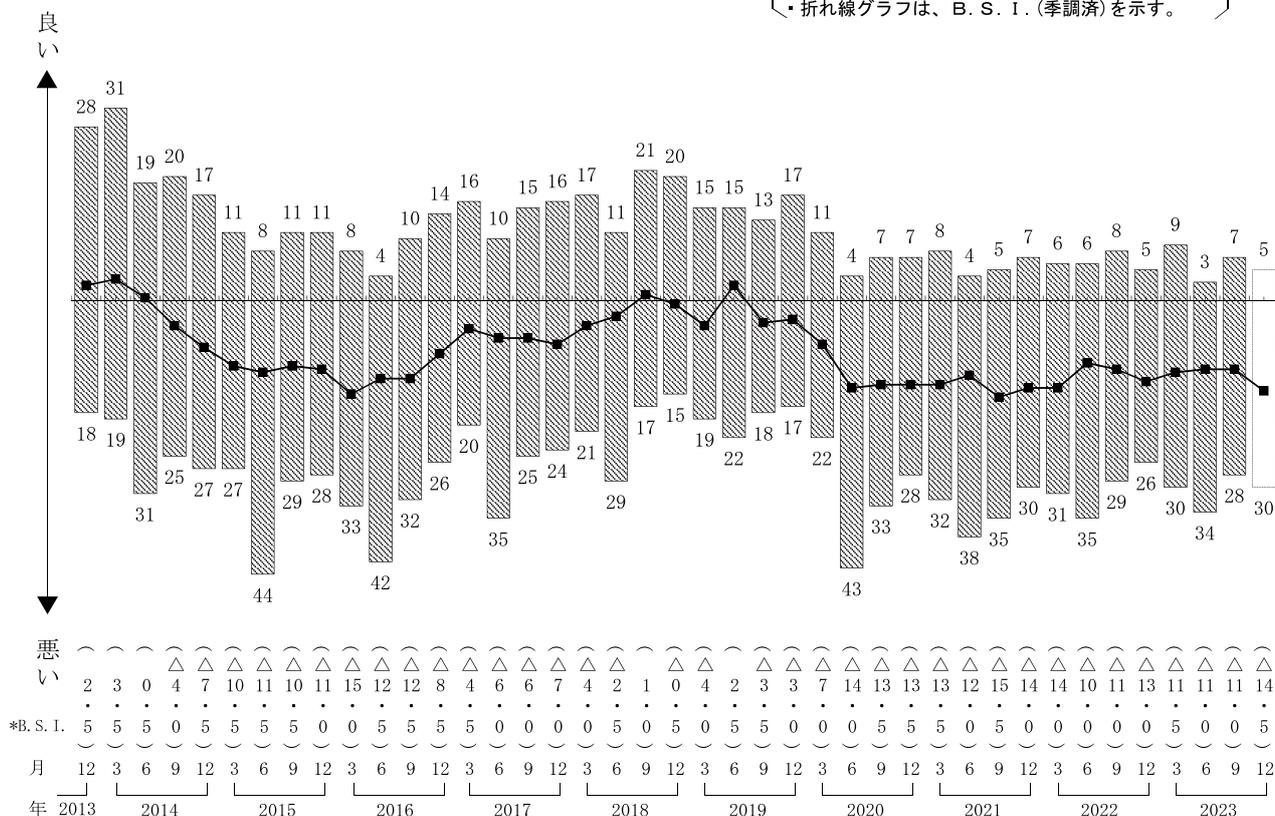
1. 概 観

項 目	前期	今期		来期		
	B. S. I. 値	推移方向 (前期比)	B. S. I. 値	推移方向 (今期比)	B. S. I. 値	
(1) 業 況 等	地元建設業界の景気※	△ 11.0	⇒	△ 11.0	⇩	△ 14.5
(2) 受 注	受 注 総 額※	△ 6.0	↗	△ 4.5	⇩	△ 12.5
	官 公 庁 工 事※	△ 10.5	⇩	△ 11.5	⇩	△ 15.0
	民 間 工 事※	△ 6.5	⇩	△ 7.5	⇒	△ 7.5
(3) 資 金 繰 り	資 金 繰 り※	0.0	⇒	0.0	⇩	△ 1.0
(4) 金 融	銀行等貸出傾向	5.0	↗	6.0	⇩	3.5
	短期借入金※	0.0	⇩	△ 0.5	⇩	△ 2.5
	短期借入金利	1.0	⇩	0.0	↗	2.0
(5) 資 材	資 材 の 調 達※	△ 5.0	⇒	△ 5.0	⇩	△ 7.0
	資 材 の 価 格	32.5	↗	33.0	⇩	30.5
(6) 労 務	建設労働者の確保※	△ 27.0	↗	△ 26.0	↗	△ 25.5
	建設労働者の賃金	24.0	↗	25.5	⇩	22.5
(7) 収 益	※	△ 6.5	⇩	△ 14.5	⇩	△ 15.0

(注) ・B. S. I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
 ・B. S. I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
 ・表中の※印は、季節調整項目を示す。

2. 地元建設業界の景気

・棒グラフは、回答企業の構成比 (%) を示す。
 ・折れ線グラフは、B. S. I. (季調済) を示す。



地元建設業界の景気等詳細につきましては、こちらからご覧ください。
<https://www.wjcs.net/keikyo/>

岡山県下公共工事の動向 〈10月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

I. 全般の状況（令和5年10月）

区 分	当 月		累 計	
	件 数	請 負 金 額	件 数	請 負 金 額
令和5年度	440件	164億円	2,573件	1,496億円
増 減 率	▲12.2%	17.6%	3.0%	24.2%
令和4年度	501件	140億円	2,498件	1,204億円
令和3年度	514件	160億円	2,614件	1,216億円
令和2年度	511件	155億円	2,671件	1,255億円

【1】当月の状況

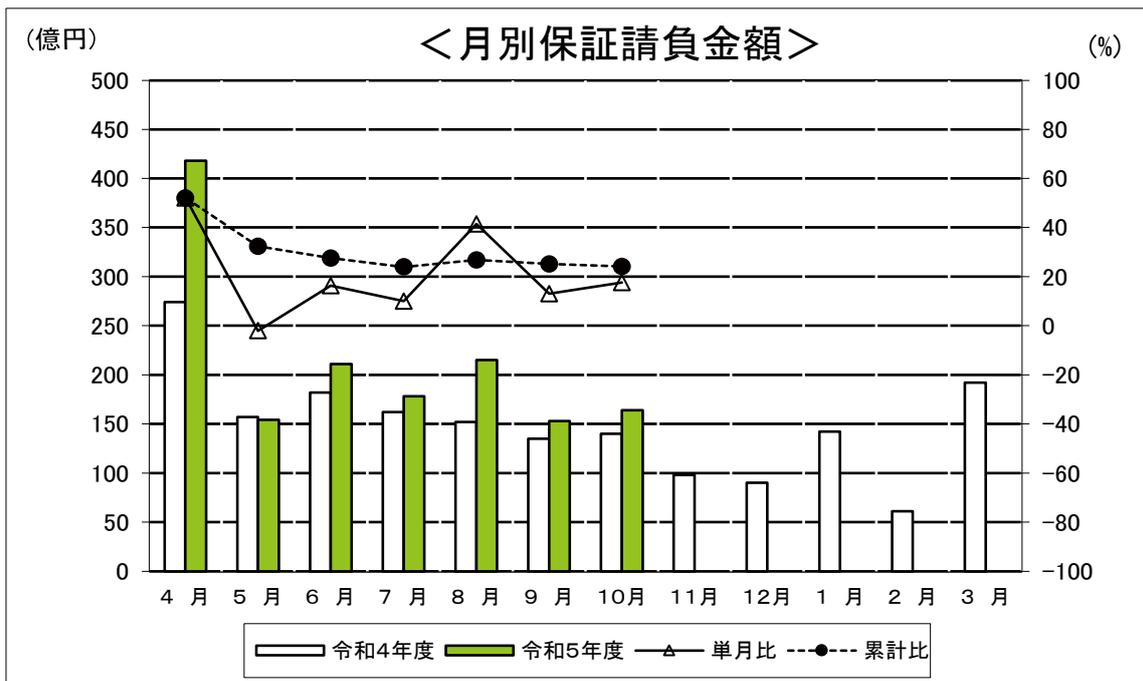
10月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で12.2%減の440件、請負金額は17.6%増の164億円となった。

発注者別の請負金額でみると、「県」で25.3%減となったものの、「国」で263.1%増、「独立行政法人等」で41.3%増、「市町村」で10.7%増となった。

【2】累計(令和5年4月～令和5年10月)

10月末累計では、件数は前年同月比で3.0%増の2,573件、請負金額は24.2%増の1,496億円となった。

発注者別の請負金額でみると、「独立行政法人等」で35.6%減、「その他の公共的団体」で6.6%減となったものの、「国」で9.8%増、「県」で14.8%増、「市町村」で54.9%増となった。

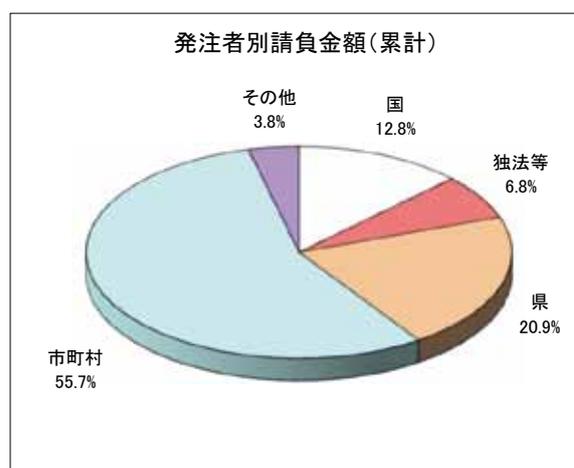
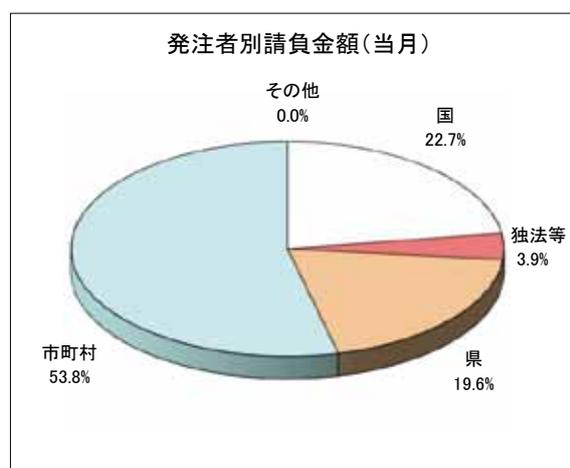


【参 考】 令和4年度より、国土交通省等で電子証書による前払金請求の受付が始まりました。
10月:17件、令和5年度累計:95件(令和4年度累計:95件)

Ⅱ. 発注者別状況(件数・請負金額前年同月比)

金額単位／百万円

区分 発注者	当 月		増減率(%)		累 計		増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	21	3,732	162.5	263.1	127	19,084	8.5	9.8
独法等	3	648	0.0	41.3	44	10,238	▲ 12.0	▲ 35.6
県	171	3,235	▲ 16.2	▲ 25.3	986	31,321	▲ 1.4	14.8
市町村	245	8,854	▲ 12.5	10.7	1,385	83,269	6.9	54.9
その他	0	0	—	—	31	5,732	▲ 13.9	▲ 6.6
合 計	440	16,470	▲ 12.2	17.6	2,573	149,645	3.0	24.2



Ⅲ. 地区別状況(請負金額前年同月比・構成比)

金額単位／百万円

区分 地区	当 月			累 計		
	請負金額	増減率(%)	構成比	請負金額	増減率(%)	構成比
岡山地区	5,853	6.8	35.5%	50,426	14.8	33.7%
東備地区	801	▲ 4.5	4.9%	3,986	▲ 16.5	2.7%
倉敷地区	1,982	▲ 27.5	12.0%	46,226	57.0	30.9%
井笠地区	3,656	123.2	22.2%	13,432	▲ 7.5	9.0%
高梁地区	1,743	783.8	10.6%	3,514	93.6	2.3%
新見地区	565	27.0	3.4%	4,342	18.8	2.9%
真庭地区	683	61.7	4.2%	10,084	59.1	6.7%
津山地区	864	14.3	5.3%	10,160	21.8	6.8%
勝英地区	320	▲ 78.5	1.9%	7,471	▲ 2.7	5.0%
合 計	16,470	17.6	100.0%	149,645	24.2	100.0%

建設業退職金共済制度普及功労者表彰について

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建退共岡山県支部
<http://okayama-kentaikyo.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構では、10月の「建設業退職金共済制度加入促進月間」にあわせて、長年にわたり建設業退職金共済制度の普及・拡大、適正な履行の確保の促進に尽力し、建設労働者の福祉の増進に寄与した事業所に対し、理事長表彰を行っています。

今年度、岡山県内からは次の2事業所が受賞され、10月16日（月）に表彰伝達式を行いました。

受賞された事業所

株式会社大和建设 様（真庭市禾津 72-2）
末沢建設株式会社 様（津山市押入 1219-7）



建設業界の皆様へ

建退共制度に 加入しませんか

福祉の増進と企業の振興のための
国の退職金制度です



加入できる事業主
建設業を営む事業主
対象となる労働者
建設業の現場で働く方
掛金は
一日320円

特長

- 法律に基づき運営される国が作った制度
- 建退共加入は「経営事項審査」で加点評価
- 国の助成により掛金の一部が免除
- 掛金は全額非課税(損金または必要経費に算入)
- 複数企業で就業しても通算して退職金を支給
- 加入の手続きは簡単

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業岡山県支部
TEL.086-225-4133 FAX.086-225-5392

第161回 最近の時勢から学ぶコンプライアンスの大切さ

●相談内容●

今年だけでもビックモーターの件やジャニーズの件など、規模の大きい会社の不祥事が明るみになっています。当社ではそのような重大な事案は発生していないものの、会社に大きな損害が生じるような事件を防ぐためにはどのようにするべきでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

コンプライアンス違反はなぜ起こる

コンプライアンスとは、法令順守と直訳されることはありますが、法律さえ守っていれば、何をしてもいいということではありません。そのため、法律に限らず、様々なルールを守ることをコンプライアンスと呼びます。

中には、そんなルール守る必要があるのか、というルールがあるかもしれません。もちろん、違法なルール、社会情勢の変化によって適合しなくなったルールは根本から変更する必要がありますが、そうでないならば、どんな細かいルールでも守らなくてはなりません。

初めは小さな問題でも・・・

とはいえ人間は弱いものです。「ちょっとくらいいいだろう。」という気持ちはどうしても芽生えてしまい、その思いから、自己判断でルールを破ってしまうのです。もちろんそれによって会社に損害を与えることはないでしょうし、仮に与えたとしてもその程度は微小なものでしょう。

しかし、一回ルール破りに成功した感覚はなかなか忘れられないものです。「またやれる。」「もっとやれる。」と無意識に思ってしまう繰り返しのルール違反、程度のひどいルール違反をしてしまうのです。

不正、不祥事をした人、会社は、全員が最初から重大な法令違反をしようなど思っていないのです。ある意味、気づいたら底なし沼にはまっているような状態です。ニュースで大きく取り上げられている不正、不祥事についても、最初は些細なルール違反、法律違反をしてしまい、その後どんどんと悪化したものと考えられます。

そうならないためにも

以上の状態にならないようにするためには、コンプライアンス意識の徹底や、問題の早期発見が必要になります。これは会社の規模の大きさに関係ありません。組織をきちんと構成しないことは、組織の破壊に直結します。

コンプライアンス意識の徹底には研修が効果的です。役員とそうでない人とは遵守すべき事項が共通する面も異なる面もあります。それぞれの役職に応じた個別の研修を行うことでより効果的な研修が見込まれます。

また、問題の早期発見のためには、前回と同じことをお伝えすることとなりますが、相談窓口を設置、周知し、有事にはすぐに対応できるように相談窓口が利用できるような風通しのいい環境を作ることが必要です。

研修も相談窓口も弁護士等外部に委託することが可能です。そのようなことにつきましては是非当事務所にご相談ください。

ご契約者様への割戻率は 20.53% ! (令和4年度実績)

建設共済保険では保険事業の決算で生じた剰余金をご契約者様にお支払いする「契約者割戻金制度」を令和4年度から導入しており、導入初年度の決算（令和5年3月31日）において剰余金が10.48億円発生しました。

剰余金は3年平均にして割り戻されますので、令和4年度における「直近3事業年度の剰余金平均値（下表「剰余金の取扱い」ご参照）は5.96億円であり、この金額を原資として算出した契約者割戻率は20.53%になりました。

令和5年度、6年度も契約者割戻金をお支払い！

下表に記載の通り、令和5年度は3.49億円に同年度の決算によって剰余金が生じた場合その1/3を加算した額、6年度は3.49億円の(+ α)に同年度の決算によって剰余金の生じた場合その1/3を更に加算(+ β)した額を原資とした契約者割戻金をお支払いすることが確定しており、その年度の決算日によって保険契約が有効に成立しているご契約者様は、契約者割戻金によって掛金負担が軽減されます。

この機会にぜひ建設共済保険にご加入ください。

○ 剰余金の取扱い

決算年度	A 剰余金	発生した事業年度を含め剰余金を3事業年度に分割 (A÷3)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
令和2年度	7.42億円	2.47億円 (R2:1/3回)	2.47億円 (R2:2/3回)	2.47億円 (R2:3/3回)		
令和3年度	0円		0円	0円	0円	
令和4年度	10.48億円			3.49億円 (R4:1/3回)	3.49億円 (R4:2/3回)	3.49億円 (R4:3/3回)
B 直近3事業年度の 剰余金平均値		2.47億円	2.47億円	5.96億円	3.49億円 (+ α)	3.49億円 (+ α + β)
C 基準保険料総額		27.48億円	28.79億円	29.07億円		
割戻率 (B÷C)		9.01%	8.60%	20.53%		
[参考]						
		令和2年度	令和3年度	令和4年度		
割戻金額の平均		9,900円	9,900円	23,800円		

令和5年度に剰余金が生じた場合、その1/3が加算されます (+ α)

令和6年度に剰余金が生じた場合、その1/3が加算されます (+ β)

[契約者割戻金等の算出方法（令和4年度の場合）]

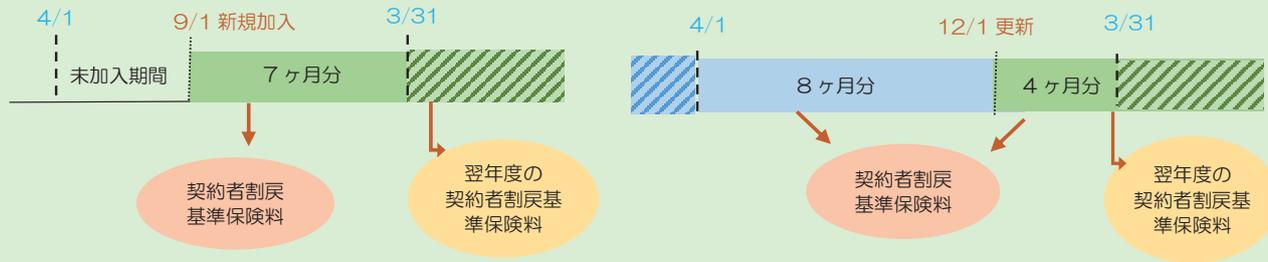
契約者割戻金の算出の基となる契約者割戻基準保険料は次のように算出され、当該事業年度の決算日において有効に成立している全ての保険契約の契約者割戻基準保険料を合計したものが基準保険料総額になります。

○ 契約者割戻基準保険料（年間完成工事高契約及び関連事業契約）

お支払いいただいた掛金の82%が保険事業（残りの18%は公益目的事業）に該当し、そのうち共済団の事業年度（期間4月1日～3月31日）に該当する保険料が契約者割戻基準保険料です。

例1) 契約期間9月1日～8月31日のご契約者様（新規契約）

例2) 契約期間12月1日～11月30日のご契約者様（更新契約）



直近3事業年度の剰余金平均値を原資として、基準保険料総額から契約者割戻率を算出します。

○ 令和4年度の契約者割戻率

※事業年度ごとに契約者割戻率を算出します。

剰余金平均値
(令和2～4年度)

5.96 億円[Ⓐ]

基準保険料総額
(令和4年度)

29.07 億円[Ⓑ]



5.96 億円[Ⓐ] ÷ 29.07 億円[Ⓑ]

令和4年度の契約者割戻率 20.53%[Ⓒ]

ご契約者様へお支払いする契約者割戻金の算出は、次のとおりです。

○ 令和4年度の契約者割戻金の計算方法

契約者割戻金は、個々の保険契約の契約者割戻基準保険料に令和4年度の契約者割戻率を乗じて算出します（10の位を四捨五入して100円単位）。

令和4年度の契約者割戻率は20.53%[Ⓒ]ですので契約者割戻金は次の計算式で算出します。

契約者割戻
基準保険料



契約者割戻率
20.53%[Ⓒ]



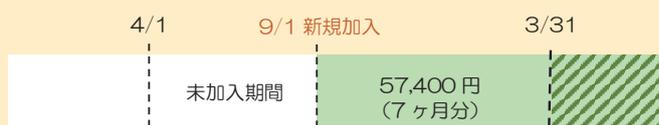
契約者割戻金

※ 契約者割戻金の額が100円に満たないご契約者様、令和4年度の決算日（令和5年3月31日）において保険契約が有効に成立していないご契約者様については支払いはありません。

《参考》

○ 新規契約者様にお支払いする令和4年度の契約者割戻金計算例

[A社のケース：9月新規契約]



契約期間 令和4年9月1日～令和5年8月31日

掛金 120,000 円（うち保険事業 82% : 98,400 円）
当事業年度に該当する契約期間は7ヶ月のため、
98,400 円×7ヶ月/12ヶ月 = 57,400 円

契約者割戻基準保険料

57,400 円



令和4年度契約者割戻率

20.53%



契約者割戻金

11,800 円

詳しい情報などは下記連絡先にお問い合わせください。

取扱機関

公益財団法人 建設業福祉共済団

お問い合わせ先： 0120-913-931



一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4131

(建設業総合補償制度のご案内)

地盤崩壊危険補償特約 のご案内

工事中の地盤崩壊事故に備えを!

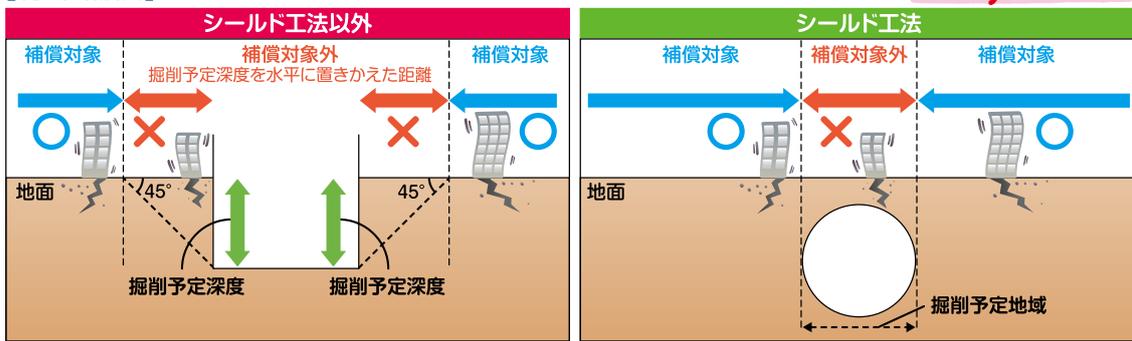
地下工事、基礎工事や土地の掘削工事で、特に心配なのが地盤崩壊に起因する事故。
一般的な請負業者賠償責任保険で補償されない地盤崩壊に伴う賠償請求でも、
建設業総合補償制度の「地盤崩壊危険補償特約」なら補償が可能です!
しかも「地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償・ワイドプラス補償)」なら標準補償で補償されない部分もカバー!!

支払限度額：1事故、保険期間中通算 **1,000万円**もしくは**2,000万円**(免責金額5万円)

完成工事高1億円、支払限度額1,000万円の場合

【標準補償】

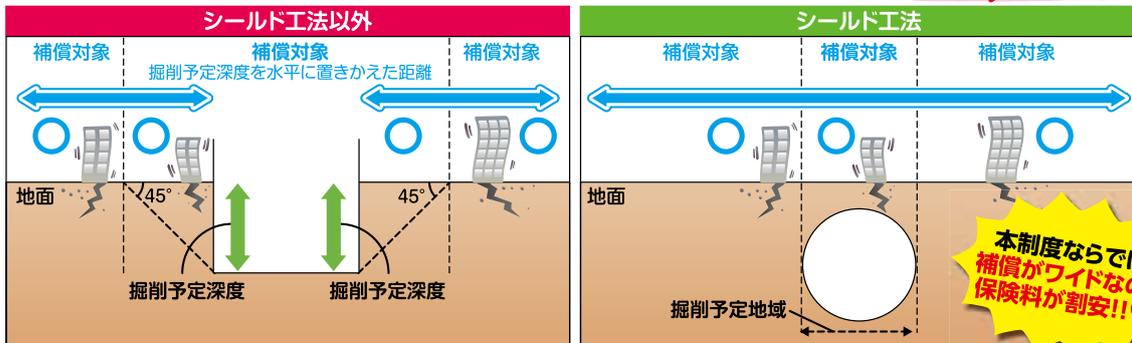
年間保険料 **39,000円**



地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償)で安心!

【ワイド補償】※ワイド補償により新たに支払対象となる部分には、縮小支払割合50%が適用されます。

年間保険料 **58,000円**



地盤崩壊危険補償特約(ワイドプラス補償)で更に安心!

【ワイドプラス補償】

年間保険料 **75,000円**

ワイド補償と同じ補償範囲で縮小支払割合の適用がありません。

支払限度額を上限に **損害額の100%をお支払い** (注2)

ワイド補償に
プラスした
補償

標準補償・ワイド補償にご加入の皆様はワイドプラス補償への切り替えを、建設業総合補償制度に未加入の皆様はこの機会に補償制度へのご加入を検討してみませんか? ご相談、お見積りはお気軽にお問合わせください。

(注1) 団体のスケールメリットを活かした、個別にご加入いただくよりも割安な保険料です。

(注2) 縮小支払割合の適用はありませんが、免責金額が適用されますので、5万円は自己負担となります。

お問合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

086-225-4133

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山第一支社
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル4階

086-225-0835

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

03-5408-1909

※このチラシは保険(請負業者賠償責任保険)の特徴を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

B23-900151 承認年月:2023年05月

高齢者交通安全県民運動

運動期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

◇スローガン◇

高齢の歩行者に対するもの	「光ります ルールとマナーと 反射材」
高齢の自転車利用者に対するもの	「しっかりと 守ってお手本 交通ルール」
高齢の運転者に対するもの	「無理をせぬ 老いの自覚が 防ぐ事故」
高齢者の保護に対するもの	「ささえ愛 絆で守る 高齢者」

高齢者交通安全5則

- ① ま まっ っぎの安全を待つ
- ② み みる 周囲の状況を見る
- ③ む むりせず止まる 交差点などでは無理せず止まる
- ④ め め立つ 夜光反射材を着用して目立つ
- ⑤ も もっと知る 自分の身体機能の変化をもっと知る

協会日誌

- 5.10. 3 長期にわたり解決されない問題の検討会
- 5.10.13 中間監査
- 5.10.16 正副会長会
- 5.10.18 令和5年度建設業協会中国ブロック協議会意見交換会(広島)
- 5.10.26 理事会
- 5.10.26 令和5年度(第55回)建設事業殉職者合祀祭並びに慰霊祭

WARMBIZ
ウォームビズ

地球にやさしい
「冬のライフスタイル」

COOL CHOICE → 11/1 - 3/31

ウォームビズ県民運動実施中
岡山県

WARMBIZ

室温目安
20°C

適度な暖房で、
気候に合わせて快適に過ごせる服装や
取組を促すライフスタイル

COOL CHOICE →

岡山県

発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp